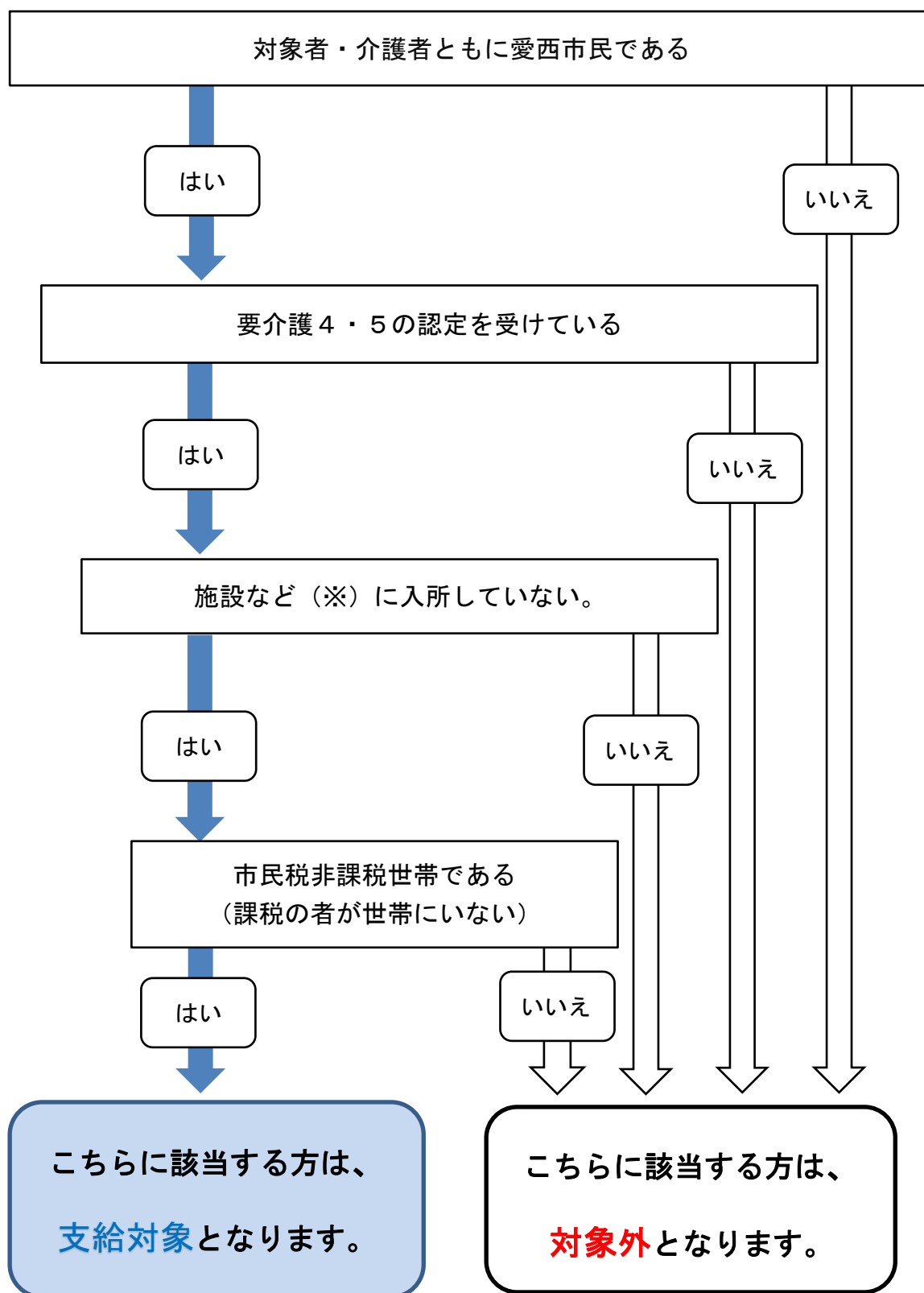


# ☆対象者確認フローチャート



(※) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、グループホーム、  
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など

## 【家族介護用品給付事業 Q&A】

質問①：給付金額に変更はありますか？

回答①：令和8年4月購入分より、月額5,000円に変更します。

質問②：令和8年3月以前のレシートがありますが、申請できますか？

回答②：令和8年4月の制度変更後も、受付可能です。  
申請期限は、購入した月の翌月から6か月以内です。

質問③：私は対象となりますか？

回答③：別添の対象者確認表をご参照ください。

質問④：病院に入院中は、給付対象となりますか？

回答④：給付対象となります。

ただし、介護医療院は対象外となります。

※令和8年10月以降は入院中の介護用品について給付対象外となります。



質問⑤：介護者は愛西市に居住していませんが、対象となりますか？

回答⑤：市内在住の介護者を支援する制度ですので、対象となりません。

質問⑥：申請は、だれでも可能ですか？

回答⑥：市内に住所を有し居住しており、市内で要介護者を介護しているご家族またはご親族などであれば、申請することができます。

(申請者の本人確認書類が必要となります。)

質問⑦：申請には何が必要ですか？

回答⑦：介護保険証と介護している方の通帳、申請に来られる方の本人確認書類、購入した介護用品のレシート等が必要です。

質問⑧：レシート等はどうのようなものが必要ですか？

回答⑧：購入した介護用品名が分かる状態のレシート・領収書が必要です。  
品名が不明の場合は、給付できないことがあります。



質問⑨：申請書は毎月記入しないといけませんか？

回答⑨：購入した月ごとに記入し、申請する必要があります。

※申請期限は、購入した月の翌月から6か月以内です。そのため、申請書を提出する月の6か月前までの購入分について、複数月まとめて申請することができます。複数月申請される場合は、コピーでも可とします。

ただし、申請書のひと月分は必ず署名してもらう必要があります。

ex) 1月～4月まで申請をされる場合、その中のひと月分の申請書には署名をしてください。